

契 約 書

- 1 業 務 名 令和8年度愛知県障害者ピアサポート研修事業
- 2 業 務 内 容 別添「令和8年度愛知県障害者ピアサポート研修事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- 3 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 支 払 方 法 口座振替(別添条項第1条第2項に定める負担金額について、愛知県及び名古屋市へそれぞれ請求を行う。)
- 6 契 約 保 証 金 愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第129条の2及び名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第30条の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。
ただし、愛知県財務規則第129条の3及び名古屋市契約規則第31条に該当する場合は、全部又は一部を免除とする。
- 7 特 約 事 項 情報取扱注意項目(別紙1)
障害者差別解消に関する特記仕様書(別紙2)
愛知県(以下「甲」という。)、名古屋市(以下「乙」という。)及び (以下「丙」という。)との間において、上記の委託について別添条項により契約を締結する。
この契約の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

契約事務受任者 名古屋市健康福祉局長 山田 隆行

丙

(総則)

第1条 甲乙は丙に対して、「令和8年度愛知県障害者ピアサポート研修事業」を委託し、丙はこれを受託するものとする。丙は、この契約書及び仕様書に従い、本業務を処理するものとする。

2 契約金額は頭書の記載金額とし、甲乙それぞれの負担金額は甲が 円、乙が 円とする。

(履行内容)

第2条 丙は契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、履行上当然に必要な事項については、甲乙と協議の上、甲乙の指示に従い、丙の負担で実施するものとする。

(善管注意義務)

第3条 丙は本業務を甲乙の指示するところに従い、誠実・正確を旨として、善良な管理者の注意義務をもって処理しなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 丙及び本業務に従事している者又は従事していた者は、本業務に関して知り得た甲乙から取得した情報（これらを加工したものを含む。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は本業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 丙は、甲乙の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則第64条に基づき、甲の収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとし、乙の対価の支払による弁済の効力は、名古屋市会計規則第69条に基づき、乙の支出命令者が会計管理者又は審査出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(再委託の制限)

第6条 丙は、甲乙の承認を得ることなく、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。丙は本業務を第三者に委託する場合は、この再委託等に関するすべての責任は、丙が負わなければならない。

(秘密の保持)

第7条 丙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(監督員)

第8条 甲乙は、この契約を履行するためにそれぞれ監督員を置く。

2 この契約書に定める指示等については、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲乙に到達したものとみなす。

(仕様書の変更)

第9条 甲乙は、必要があると認めるときは、丙と協議のうえ仕様書の内容を変更することができる。

2 前項の規定により仕様書の内容を変更した場合、甲乙は、必要があると認めるときは、丙と協議のうえ契約金額を変更することができる。

(履行不能の場合の措置)

第10条 丙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲乙の承諾を得て当該部分についての義務を免れることができる。

2 前項の規定により丙が業務を完了できなくなった場合において、既納物件があるときは、丙は当該既納物件によって甲乙が受ける利益の割合に応じた代金を請求することができる。

(損害の負担・賠償)

第11条 この契約の締結後、契約期間が満了するまでの間に丙の責に帰すべき事由による損害については、丙の負担とする。

2 甲乙は、丙が故意又は過失により甲乙に損害を与えた場合には、その賠償を請求することができる。

(検査)

第12条 丙は、本業務終了後、遅滞なく完了報告を行い、甲乙それぞれの指定する検査員の検査を完了報告の日から10日以内に受けるものとする。

2 検査の方法は甲乙の任意とし、丙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、甲乙が合格と認めないときは、丙は、甲乙の指定する期間内に完全な履行を行わなければならない。

(額の確定)

第13条 委託料の額は、契約金額と事業の実施に要した実支出額のいずれか少ない方の額とする。

2 甲乙は、前条の検査の結果、その内容が本契約に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、丙に対し、検査結果及び確定した委託料の額を通知する。

(履行遅延の場合における違約金)

第14条 丙が、正当な理由なく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じて違約金を甲乙に支払わなければならない。但し、天災地変その他やむを得ない理由によると甲乙が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ、契約金額につき、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(支払)

第15条 甲乙は、この契約に関する代金を業務完了後、丙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

2 甲乙は、自己の責に帰すべき事由により支払を遅延したときは、前条の支払期限の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、丙はいかなる理由があっても、契約金額以外の対価を甲乙に請求することができない。

4 甲は、丙から申し出があった場合は、代金の一部又は全部を概算払により支払うことができる。その場合の支払時期及び金額は、丙から提出された資金収支計画に基づき支出の状況を勘案して決定するものとする。

5 乙は、契約金額について、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)第64条に規定する定期支払申込書に基づく定期支払によることができる。この場合、乙は、次のとおり分割払いにより、概算払いで支払うものとする。

5月末 円

10月末 円

(精算)

第16条 丙は、事業完了翌年度の4月20日までに、前年度に支払いを受けた委託料の執行状況を明らかにした精算書を委託者に提出しなければならない。

2 丙は、前項の規定により精算した場合において精算残金を生じた場合は、これを各年度5月末日までに甲乙に返納しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。
- (4) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) この契約の履行又は検査等に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

- (6) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 甲乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができるものとし、このため丙に損害が生じても、甲乙は、その責を負わないものとする。
- (1) 丙の債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (2) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲乙が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲乙の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前2項各号の規定により契約が解除された場合
 - (2) 丙がその契約の履行を拒否し、又は、丙の責に帰すべき事由によって履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第3項の場合において、契約保証金の納付、丙が履行保証保険契約を締結しているときの保険金又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲乙は、当該契約保証金、保険金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 第1項各号又は第2項各号の規定により契約が解除された場合において、既納物件があるときは、丙は当該既納物件によって甲乙が受ける利益の割合に応じた代金を請求することができる。
- (談合その他不正行為に係る解除)
- 第18条 甲乙は、丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第4号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができるものと

し、このため丙に損害が生じても、甲乙は、その責を負わないものとする。この場合において、同項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、丙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 丙又は丙の役員若しくは丙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1項若しくは第2項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 前4号に規定するもののほか、丙又は丙の役員若しくは丙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 丙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第19条 丙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲乙が契約を解除するか否かにかかわらず、丙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号、第2号又は第5号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲乙に金銭

的賠償が生じない行為として、丙がこれを証明し、そのことを甲乙が認めるとき。

(2) 前条第1項4号のうち、丙又は丙の役員若しくは丙の使用人が、刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第5号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、丙又は丙の役員若しくは丙の使用人が、刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第5号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 丙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額に100分の30を乗じて得た額の賠償金を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丙が甲乙に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲乙に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲乙は、丙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の場合において、丙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲乙に支払わなければならない。丙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

5 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関

係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲乙は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲乙の損害の賠償を丙に請求することができる。

3 前項に規定するほか、乙にあっては名古屋市契約規則第 45 条第 2 項に規定に基づく手続きにより、当該契約解除に係る違約金を徴収するものとする。

4 甲乙は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、丙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第 2 1 条 丙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲乙に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 丙が、妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲乙への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（規則の準用）

第 2 2 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則及び名古屋市契約規則の定めるところによる。

（疑義の決定）

第 2 3 条 この契約書及び仕様書について甲乙丙の間で意見を異にするときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、愛知県財務

規則又は名古屋市契約規則によるほか、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第24条 この契約の履行に関し、紛争が生じたときは、甲乙丙の協議又は公正な第三者を選定し、解決を図るものとする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による事務の処理(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「丙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 丙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「愛知県保護条例」という。)、愛知県情報セキュリティポリシー、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。)、その他情報保護に係る関係法令及び規定等を遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 丙は、本件業務に関して知り得た愛知県(以下「甲」という。)及び名古屋市(以下「乙」という。)から取得した情報及び委託の趣旨に基づき県民・市民等から取得した情報(これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲乙に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第4 丙は、本件業務を処理するために、機密情報(愛知県保護条例第2条第2項に規定する個人情報(法令の規定により又は慣行として公にされている情報)及び愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条各号本文に規定する不開示情報、名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号)第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)を収集し、又は利用するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集し、又は利用しなければならない。

2 丙は、本件業務を遂行するにあたり、機密情報が記載された資料等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 丙は、本件業務を履行するに当たり、機密情報を取り扱う者(丙の組織内にあって直接又は間接に丙の指揮監督を受けて丙の業務に従事している者をいう。)を明確にし、甲乙が必要と認める場合については、書面により甲乙にあらかじめ報告するものとする。

なお、変更する場合も同様とする。

4 丙は、本件業務を遂行するにあたり、機密情報が記載された資料等を取り扱う場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲乙の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

5 丙は、本件業務を履行するに当たり、機密情報を取り扱う者に対して、在職中及び退職後においても本件業務に関して知ることのできた機密情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の機密情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 丙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 丙は、甲乙の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 丙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において丙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。丙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 丙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者から、さらに他の第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲乙が認めたときはこの限りではない。その場合、再々委託先に対し、丙は前項と同様の責務を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第7 丙は、甲乙から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲乙の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。なお、複製した場合においても、丙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(情報の返却及び処分)

第8 丙は、取得情報が記録された資料のうち甲乙から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲乙に返却しなければならない。ただし、甲乙の承認を得た場合はこの限りではない。

2 丙が、甲乙から提供を受けた資料や情報資産について、甲乙の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、丙は、甲乙の指示により回収するものとする。第6第3項の規定により、再々委託を行った場合も同様とする。

3 丙は、第1項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しな

なければならない。ただし、甲乙の承認を得た場合はこの限りではない。

- 4 個人情報が含まれる場合、丙は、甲乙の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲乙に証明書等により報告するものとする。

(情報の授受)

- 第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲乙の指名する職員と丙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

- 第10 丙は、甲乙が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲乙が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。なお、丙は、甲乙から改善を指示された場合にはその指示に従わなければならない。

- 2 丙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲乙に報告し、甲乙の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第11 丙は、本件業務に従事している者に対し、愛知県保護条例、愛知県情報セキュリティポリシー、あんしん条例、保護条例、その他情報保護に係る関係法令及び規定等を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育及び監督を行わなければならない。

- 2 丙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

- 3 丙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- 第12 甲乙は、丙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 取得情報が漏えいし、県民・市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

- 第13 丙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲乙の管理するネットワークに丙の情報機器を接続し、又は甲乙の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲乙の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

- 2 丙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 丙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲乙の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲乙の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 丙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲乙は、丙が前4項の規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、丙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲乙はその責任を負わない。

(情報セキュリティの確保)

第14 甲乙は、本契約に係る丙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、甲乙における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、丙はこれに従わなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

第1 本件業務の受託者（以下「丙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年愛知県訓令第6号。以下「愛知県対応要領」という。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「名古屋市対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、愛知県対応要領及び名古屋市対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第2 前条に定めるもののほか、丙は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。